

◎ 診断書 (精神の障害用) 様式第 120 号の 4

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>氏名 ^(フリガナ)</p> <p>昭和 年 月 日生 (歳) 性別 男・女 <u>生年月日</u> 平成</p> <p>住所 住所地の郵便番号 都道府県 群市区 <input type="text"/>-<input type="text"/></p> <p>本人の発病 時の職業</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥傷病が治った (症状が固定した状態を含む。) かどうか。 平成 年 月 日 確認 推定</p> <p>症状のよくなる見込・・・ 有 ・ 無 ・ 不明</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p>	<p>氏名 ^(フリガナ)</p> <p>昭和 年 月 日生 (歳) 男・女 平成</p> <p>住所 住所地の郵便番号 群市区 町区 <input type="text"/>-<input type="text"/></p> <p>本人の発病 時の職業</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥傷病が治った (症状が固定した状態を含む。) かどうか。 <u>治った日・・・平成</u> 年 月 日 確認 推定</p> <p>症状のよくなる見込・・・ 有 ・ 無 ・ 不明</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p>

⑨これまでの発育・養育歴等（出生から発育の状況や教育歴及びこれまでの職歴をできるだけ詳しく記入してください。）

ア 発育・養育歴

イ 教育歴

乳児期

不就学・就学猶予

小学校（普通学級・特別支援学級・特別支援学校）

中学校（普通学級・特別支援学級・特別支援学校）

高校（普通学級・特別支援学校）

その他

ウ 職歴

エ 治療歴（書ききれない場合は⑬「備考」欄に記入してください。）

（※ 同一医療機関の入院・外来は分けて記入してください。）

（略）

⑩障害の状態（平成 年 月 日現症）

ア 現在の病状又は状態像（該当のローマ数字、英数字を○で囲んでください。）

前回の診断書の記載時との比較（前回の診断書を作成している場合は記入してください。）

1 変化なし 2 改善している 3 悪化している 4 不明

I～IV （略）

V 統合失調症等残遺状態

1～4 （略）

VI 意識障害・てんかん

1～7 （略）

⑨障害と関連があると考えられる発育・養育歴等

ア 発育・養育歴

イ 教育歴（最終学歴）

ウ 職歴

エ 治療歴（書ききれない場合は⑬「備考」欄に記入してください。）

（略）

⑩障害の状態（平成 年 月 日現症）

ア 現在の病状又は状態像（該当のローマ数字、英数字を○で囲んでください。）

I～IV （略）

V 分裂病等残遺状態

1～4 （略）

VI 意識障害・てんかん

1～7 （略）

・てんかん発作の状態 ※発作のタイプは記入上の注意参照

1 てんかん発作のタイプ (A ・ B ・ C ・ D)

2 (略)

VII 知能障害等

1 知的障害 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度

2 認知症

3 その他症状等

4 学習の困難 ア 読み イ 書き ウ 計算

エ その他 ()

5 遂行機能障害 6 注意障害 7 その他 ()

VIII 発達障害関連症状

1 相互的な社会関係の質的障害 2 言語コミュニケーションの障害

3 限定した常同的で反復的な関心と行動 4 その他 ()

IX 人格変化

1 欠陥状態 2 無関心 3 無為

4 その他症状等 ()

X 乱用、依存等 (薬物等名:)

1～3 (略)

XI その他 []

※てんかん発作の状態

1 てんかん発作のタイプ []

2 (略)

3 その他 ()

VII 知能障害

A 精神遅滞

1 軽度 2 中等度 3 重度 4 最重度

B 痴呆

1 軽度 2 中等度 3 重度

4 その他症状等 ()

VIII 人格変化

1 欠陥状態 2 無関心 3 無為

4 その他 ()

IX 乱用、依存等 (薬物等名)

1～3 (略)

X その他 []

イ 左記の状態について、その程度・症状・処方薬等を具体的に記載してください。

ウ 日常生活状況

1 家庭及び社会生活についての具体的な状況

(ア) 現在の生活環境 (該当するもの1つを○で囲んでください。)

入院・入所・在宅・その他 ()

(施設名)

同居者の有無 (有・無)

(イ) (略)

2 日常生活能力の判定 (該当するものにチェックしてください。)

(判断にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断してください。)

(1) 適切な食事—配膳などの準備も含めて適当量をバランスよく摂ることが
ほほできるなど。

できる 自発的にできるが 自発的かつ適正に行う 助言や指導をして
時には助言や指導 ことはできないが助言 もできない若しく
を必要とする や指導があればできる は行わない

(2) 身の清潔保持—洗面、洗髪、入浴等の身体の衛生保持や着替え等がで
きる。また、自室の清掃や片付けができるなど。

イ 左記の状態について、その程度・症状を具体的に記載してください。

ウ 日常生活状況

1 家庭及び社会生活についての具体的な状況

(ア) 現在の生活環境 (該当するもの1つを○で囲んでください。)

入院・入所(施設名)・在宅・その他 ()

同居者の有無 (有・無)

(イ) (略)

2 日常生活能力の判定 (該当するもの1つを○で囲んでください。)

(注) ・援助とは、助言、指導をいい、身体介助を含まない。
・本人の一人暮らしを想定して記入してください。

(1) 適切な食事摂取

a 自発的に b 自発的にできるが c 自発的にはでき d できない
できる 援助が必要 ないが援助があ
ればできる

(2) 身の清潔保持

できる 自発的にできるが 自発的かつ適正に行う 助言や指導をして
時には助言や指導 ことはできないが助言 もできない若しく
を必要とする や指導があればできる は行わない

(3) 金銭管理と買い物—金銭を独力で適切に管理し、やりくりがほぼできる。
また、一人で買い物が可能であり、計画的な買い物が
ほぼできるなど。

できる おおむねできるが 助言や指導があれば 助言や指導をし
時には助言や指導 できる てもできない若
を必要とする しくは行わない

(4) 通院と服薬（要・不要）—規則的に通院や服薬を行い、病状等を主治医
に伝えることができるなど。

できる おおむねできるが 助言や指導があれば 助言や指導をし
時には助言や指導 できる てもできない若
を必要とする しくは行わない

(5) 他人との意思伝達及び対人関係—他人の話を聞く、自分の意思を相手に
伝える、集団的行動が行えるなど。

a 自発的に b 自発的にできるが c 自発的にはでき d できない
できる 援助が必要 ないが援助があ
ればできる

(3) 金銭管理と買物

a 適切に b 概ねできるが c 自発的にはでき d できない
できる 援助が必要 ないが援助があ
ればできる

(4) 通院と服薬（要・不要）

a 適切に b 概ねできるが c 自発的にはでき d できない
できる 援助が必要 ないが援助があ
ればできる

(5) 他人との意思伝達及び対人関係

できる おおむねできるが 助言や指導があれば 助言や指導を
時には助言や指導 できる てもできない若
を必要とする しくは行わない

(6) 身の安全保持及び危機対応—事故等の危険から身を守る能力がある、
通常と異なる事態となった時に他人に
援助を求めるなどを含めて、適正に対応
することができるなど。

できる おおむねできるが 助言や指導があれば 助言や指導を
時には助言や指導 できる てもできない若
を必要とする しくは行わない

(7) 社会性—銀行での金銭の出し入れや公共施設等の利用が一人で可能。ま
た、社会生活に必要な手続きが行えるなど。

できる おおむねできるが 助言や指導があれば 助言や指導を
時には助言や指導 できる てもできない若
を必要とする しくは行わない

3 日常生活能力の程度（該当するもの一つを○で囲んでください。）
※日常生活能力の程度を記載する際には、状態をもっとも適切に記載でき
る（精神障害）又は（知的障害）のどちらかを使用してください。

a 適切に b 概ねできるが c 自発的にはでき d できない
できる 援助が必要 ないが援助があ
ればできる

(6) 身の安全保持及び危機対応

a 適切に b 概ねできるが c 自発的にはでき d できない
できる 援助が必要 ないが援助があ
ればできる

(7) その他

3 日常生活能力の程度（該当するものを選んでどれか1つを○で囲んでく
ださい。）

(精神障害)

- (1) 精神障害（病的体験・残遺症状・認知症・性格変化等）を認めるが、社会生活は普通にできる。
- (2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。
(たとえば、日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難を生じることがある。社会行動や自発的な行動が適切に出来ないこともある。金銭管理はおおむねできる場合など。)
- (3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。
(たとえば、習慣化した外出はできるが、家事をこなすために助言や指導を必要とする。社会的な対人交流は乏しく、自発的な行動に困難がある。金銭管理が困難な場合など。)
- (4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。
(たとえば、著しく適正を欠く行動が見受けられる。自発的な発言が少ない、あっても発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。金銭管理ができない場合など。)
- (5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。

- (1) 精神障害（病的体験・残遺症状・痴呆・精神遅滞・性格変化等をいう。）を認めるが、社会生活は普通にできる。
- (2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活上困難がある。
- (3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。
- (4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。
- (5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の介護が必要である。

(たとえば、家庭内生活においても、食事や身のまわりのことを自発的にすることができない。また、在宅の場合に通院等の外出には、付き添いが必要な場合など。)

(知的障害)

(1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。

(2) 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。

(たとえば、簡単な漢字は読み書きができ、会話も意思の疎通が可能であるが、抽象的なことは難しい。身辺生活も一人でできる程度)

(3) 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。

(たとえば、ごく簡単な読み書きや計算はでき、助言などがあれば作業は可能である。具体的指示であれば理解ができ、身辺生活についてもおおむね一人でできる程度)

(4) 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。

(たとえば、簡単な文字や数字は理解でき、保護的環境であれば単純作業は可能である。習慣化していることであれば言葉での指示を理解し、身辺生活についても部分的にできる程度)

(5) 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。

(たとえば、文字や数の理解力がほとんど無く、簡単な手伝いもできない。言葉による意思の疎通がほとんど不可能であり、身近生活の処理も一人ではできない程度)

エ 現症時の就労状況

○勤務先 ・一般企業 ・就労支援施設 ・その他 ()

○雇用体系 ・障害者雇用 ・一般雇用 ・自営 ・その他 ()

○勤続年数 (年 ヶ月) ○仕事の頻度 (週に・月に () 日)

○ひと月の給与 (円程度)

○仕事の内容

○仕事場での援助の状況や意思疎通の状況

オ 身体所見 (神経学的な所見を含む。)

カ 臨床検査 (心理テスト (知能障害の場合には、知能指数、精神年齢) を含む。)

キ 福祉サービスの利用状況 (障害者自立支援法に規定する自立訓練、共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等)

⑪～⑬ (略)

エ 社会復帰施設、グループホーム、作業所等の利用状況、期間等

オ 在宅支援 (訪問看護等) の利用状況

カ 身体所見 (神経学的所見を含む。)

キ 臨床検査 (心理テスト (知能障害の場合には、知能指数又は精神年齢) を含む。)

⑪～⑬ (略)

記入上の注意

1～3 (略)

4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。

(1) 略

(2) 現在の病状又は状態像の「前回の診断書の記載時との比較」については、前回の診断書を作成している場合は記入してください。

(3) 知能障害の場合は、知能指数（又は精神年齢）と検査日を⑩の欄の「カ 臨床検査」欄に必ず記入してください。

(4) てんかんの発作回数は、過去2年間の状態あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態を記入してください。

また、てんかんの発作の欄は、下記の発作のタイプを参考にしてA～Dを○で囲んでください。

A：意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作

B：意識障害の有無を問わず、転倒する発作

C：意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作

D：意識障害はないが、随意運動が失われる発作

5 「①障害の原因となった傷病名」欄に神経症圏（ICD-10コードが「F4」）の傷病名を記入した場合で、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」または「気分（感情）障害」の病態を示しているときは、「⑬備考」欄にその旨と、示している病態のICD-10コードを記入してください。

記入上の注意

1～3 (略)

4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。

(1) 略

(2) 知能障害の場合は、知能指数（又は精神年齢）を⑩の欄の「キ 臨床検査」欄に記入してください。